

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、
上越市道の路線を廃止する。

その関係図面は、告示の日から2週間、都市整備部道路課において一般
の縦覧に供する。

令和6年3月26日

上越市長 中川幹太

路線番号	道路種別	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
E505	その他	新光町三丁目9号線	新光町三丁目268番9	なし
			新光町三丁目273番29	